く。）であって、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に俸給表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を、平成二十六年改正法附則第七条第三項の規定による俸給として支給する。

2　人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き俸給表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六年改正法附則第七条第二項の規定による俸給の額に相当する額を、同条第三項の規定による俸給として支給する。

（端数計算）

第五条　平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第六条　平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表に次のように加える。

規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）	第六条の承認に関する文書等	取得の日	五年